

○香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例

平成18年3月1日

条例第214号

改正 平成19年3月19日条例第1号 平成24年12月21日条例第42号

平成27年3月23日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、公共の福祉を増進するため、香美市簡易水道事業及び飲料水供給施設(以下「簡易水道事業等」という。)を設置するとともに、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 簡易水道事業等の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次の表に定めるものとする。

名称	給水区域	給水計画人口	1日最大給水量
繁藤簡易水道	飼古屋、追廻し、向田、繁藤及び北滝本の一部の区域	550人	159.9m ³
山田堰簡易水道	談議所、片地地区全域 佐野、仁井田、大平、本村の一部及び中村の一部の区域	5,000	2,482.75
香長簡易水道	新改、上改田、久次、須江、植の区域	1,530	316
河の川飲料水供給施設	河の川区域	78	19.5
ヒヨダ地区飲料水供給施設	ヒヨダ地区	32	14
北滝本地区飲料水供給施設	北滝本の一部の区域	30	12
檜谷地区飲料水供給施設	檜谷地区	52	15
ほきやま簡易水道	東川西の谷・東の谷、大法寺北、平山 休場、曾我部川の各一部の区域	207	96
猪野々簡易水道	猪野々	290	70
清爪簡易水道	清爪、蕨野、白石	330	72
根須簡易水道	根須	400	60

美良布簡易水道	日ノ御子、小川、菰生野、上町、住宅泉町、本町、新田、本田、下野尻太郎丸、萩野、北岩改、南岩改、橋川野 谷相、中谷、横谷、永野、朴ノ木、吉野	4, 240	1, 884
西川簡易水道	久保川、大谷、佐敷	260	32
五百蔵簡易水道	五百蔵、白川下	347	104.1
大久保飲料水供給施設	大久保	55	10
梅久保飲料水供給施設	梅久保、大井平、日浦込	95	38
市原飲料水供給施設	市原	60	12
有瀬飲料水供給施設	有瀬	97	27
大柘簡易水道	大柘の一部の区域、山崎の一部の区域、中谷川、日ノ地、楮佐古	1, 240	529
別府簡易水道	別府	155	61
岡ノ内簡易水道	岡ノ内	170	43
影仙頭簡易水道	影仙頭	130	20
五王堂簡易水道	五王堂	104	31
安丸飲料水供給施設	安丸	92	18
黒代飲料水供給施設	黒代	98	19.6
根木屋飲料水供給施設	根木屋	70	14
神池飲料水供給施設	神池	98	24.5

第3条 第1条の目的を達成するため、この条例に定めるもののほかは、すべて香美市上水道事業給水条例（平成18年香美市条例第213号）を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の土佐山田町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例（平成14年土佐山田町条例第45号）、香北町水道給水条例（昭和49年香北町条例第14号）又は物部村簡易水道給水条例（昭和62年物部村条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第42号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。